

〔問〕

昭和 47 年度 （問題）

次の 6 問のうち、1, 2, 3（ただし 3 はア、イまたはウのいずれか 1 問を選択）または 4, 5, 6 のいずれかを選んで答えよ。

1. 無配当保険について意見を述べよ。
2. 経営者の意志決定に際し、アクチュアリーの実すべき役割について考えるところを述べよ。特に予算編成や経営計画設定に焦点を絞って論述しても良い。
3. (ア) 現行の企業年金保険制度（厚生年金基金保険を除く）について意見を述べよ。
 - (イ) 経営上から見た情報処理のあり方について意見を述べよ。
 - (ウ) 農協共済と民間保険との相違点を、次の 6 項目について述べよ。
 - (1) 根拠法
 - (2) 事業実施主体
 - (3) 契約者の範囲
 - (4) 掛金率の決定
 - (5) 責任保有
 - (6) 剰余金処分
4. 昭和 48 年度に予定されている厚生年金保険法の改正は、基金制度に極めて大きな影響を及ぼすであろうが、これらについて意見を述べよ。
5. 厚生年金基金の還元融資について福祉事業団融資との対比において、その特色を記し、併せて年金資産運用面からみた意義について意見を述べよ。
6. 適格退職年金における総幹事制の要項について意見を述べよ。

昭和47年度（解答）

1. 無配当保険について意見を述べよ。

無配当保険の導入については可否両様の意見があると思われるが、以下は概ね可とする解答の1例である。

先の保険審議会の答申以来、生保事業の自由化による外社の上陸と相俟って、無配当保険の実現の可否について論議を呼んでいる。この種の保険商品は、海外旅行保険に見られるように我国でも既に取り扱われていることは事実であるが、こういった特殊商品でなく主力商品或いはこれに準ずる商品を対象としているだけに、慎重な検討が要請されるのである。日本アクチュアリー会も、保険料の計算基礎率の採用基準等について建議したところである。

そもそも、我国の生命保険会社において、その高成長の原因は新種商品の開発に負うところが極めて大であると考えられる。新しい商品によって新規市場を開拓すると同時に、新規ニーズをも開発してきたと思われるのである。こういう業界環境下において、無配当保険は業界が更に発展するためのチャンスの一つと解釈することも可能であろう。無配当保険が業界の発展のためにたとえ些少であっても貢献し得るならば、その開発のための研究努力は、怠るべきでないと考えるのである。

一方、消費者サイドで見ると、安い保険料による商品に対するニーズは無視し得ないほど大きいと考えられる。特に、現在のインフレ傾向や賃金上昇を考えると、将来実質保険料が安くなるよりも、契約当初の保険料が安い方がむしろ合理的とさえ思われる。有配当保険より無配当保険の方が、消費者選好に卒直に答えるものと解釈されるのである。

このような点を考えるとき、無配当保険については結果としてその実現の可否はどうあれ、そのあるべき形態・法制面における裏付け・収支・コスト面等について、経営的な立場から慎重に検討することが、真の顧客サービスとなるものと思われる。

以下、無配当保険を検討する際に留意すべき点を個々に論じたい。

(i) 対顧客関係

最近の消費者運動を考えるまでもなく、保険業が多数の顧客を前提としていることを考慮し、会社が施策を行なうとき先ず第一に検討せねばならないことは、顧客の利害であろう。上で述べたように、顧客の低保険料に対するニーズは大きいと推量されるが、この事実のみにとらわ

れることなく、真に契約者の利益になるものかどうかを検証すべきである。

先ず、無配当保険の価格は本当に低廉であるかどうかを調べねばならない。

生命保険契約、特に長期の契約にあっては、保険料計算基礎に経営努力を見込むことは勿論であるが、同時に安全性をも見込まねばならない。経営の健全性を脅かす可能性のある基礎率は採用できないのである。有配当保険にあっては、安全を見込んだ保険料と実際の経営との間に剰余が生じた場合、これを配当として顧客に返還するのであるから、実際の経営による保険料を負担したことになる。一方無配当保険にあっては、程度は小さくなりこそすれ安全性は見込まねばならず、また文字通り配当は返還されないから、結果的に有配当保険より高い料率を負担する可能性が高いと言えるのである。この点は顧客に充分知らしめる必要があると思われる。関連して、外務員によるミスリードを招来しないよう外務員教育の徹底が要請される。

(ii) 法制面

現行の法規は無配当保険を予想していなかったと考えられ、創設する場合、基本的には改正の必要があると思われる。特に相互会社においては、業法に規定する社員の権利・義務との関連から、現行法規内では無配当保険については取り扱い難い面があるであろう。しかし、この保険に対するニーズがある以上、その実現には努力すべきであると思われる。相互組織の会社と株式組織の会社との間に実質的に差違の認められない今日、相互組織のみ販売できないというもおかしな話である。

従って、業法に「非社員との保険契約締結」を明文化することも長期的には必要であろうが、当面無配当保険を販売できるようにするための法的解釈として、保険審議会も言うように、先ず定款に「非社員の存在」を明文化し、かつ無配当保険の経理を別勘定することにより、現行法規内で取り扱うという方法もあると思われる。

(iii) 基礎率等

無配当保険を創設するに際して、その基礎率は健全経営を旨として決めるべきであろう。保険商品の長期性に鑑み、予定率を割る危険性を無視することは許され得ないのである。予定利率については、長期金利の低下傾向、予定死亡率については死亡率改善度合の頭打ち傾向、予定事業費については、インフレや給与水準のアップによる事業費の高騰化傾向等を厳しく折り込まねばならない。

また、利率の影響を受け易い貯蓄性商品や、長満期の商品を取り扱うことも一考を要するであろう。

このように考えてくると、現在我国において発売できる無配当保険は、およそ魅力のない商

品となる恐れすら出てくるのであるが、加えてその販売量との関連から厳密なコスト計算・採算計算を予め行なわねばならないであろう。この点に関して、目安が立たない場合は軽々しく販売に踏み切るべきではないと思われる。

以上無配当保険の創設に対して概ね賛成の立場から述べてきたが、この保険を検討する際特に留意すべき点を2、3掲げて結びに代えたい。

- (イ) 新種商品の開発のみならず、会社が意志決定する場合には顧客の利益を最優先させることを念頭に置かねばならない。当面、顧客に好意的に迎えられるものであっても結果的・長期的に顧客の期待にそむくような商品の創設には慎重であらねばならない。
- (ロ) また、無配当保険の創設の可否は別としても、顧客の低価格の商品に対するニーズは高いと言わねばならない。我々は常に現行のP'水準・D水準・W水準に反省を加えて行かねばならない。
- (ハ) 最後に、無配当保険は低料競争に結びつき易いと思われるが、目先の企業利益のみを考え、安易に価格競争に走ることは慎まねばならない。常に長期的視野に立った上での競争が肝要であろう。

2. 経営者の意志決定に際し、アクチュアリーの実すべき役割について考えるところを述べよ。特に予算編成や経営計画設定に焦点を絞って論述しても良い。

この問題は広い内容を含んでいるので、多様な解答が予想されるが、ここでは経営計画設定の場における役割について論じてみる。

近年生命保険業界は、業界内外における競争や外社との競合が促進され、また経営が多極化する傾向にあるため、各社の経営はその個性を強めつつある。こういう環境下においてアクチュアリーはその真価を問われると同時に、その手腕を十二分に発揮できる場面が多くなっているはずである。

そもそも、各社アクチュアリーの中心的存在である保険計理人には、業法にその職責が明確に規定されているが、昨今の業界にあってはこれに加えて多岐にわたる役割がアクチュアリーに要請されているものと思われる。

特に、予算の編成や経営計画設定という場においては、その果たすべき役割は重大である。以下経営計画設定という場合での役割を列挙してみる。

(i) 経営の現状の分析

経営計画設定の第一段階として、現在の経営を分析する必要がある。

その際、アクチュアリーには損益計算・利源分析、内部留保の計算、事業成績の分析、諸効率の分析等を通じて経営の健全性を正確に判断し、現在の会社の体力を計数的に位置づけ、加えて解決さるべき問題点を摘出する作業が与えられるであろう。

(ii) 業界内他社の分析

上記のように、自社の体力を判断すると同時に他社の体力・経営実態についても評価する必要がある。

各社の経営内容を示す諸数値は各社にて交換され、また業界誌（紙）にも氾濫しているが、真に各社の体力を判断する資料にはなり得ていない。これらの情報を料理し、分析する技能を有するのがアクチュアリーである。

(iii) 会社をとりまく環境の分析

会社が置かれている環境の動向を正しく把握することは重要である。例えば、経済・社会の長期予測を行ない、その結果、自分の会社に外的要因がどう影響を及ぼすかを推測するのである。長期金利の動向、物価水準、国民所得、給与水準、死亡率推移、社会保障制度、消費者運動等々多岐に亘る分析や予測が必要である。これらの諸要因を数値化し、経営への影響度合を計るのがアクチュアリーの役割である。

また、市場の動向・ニーズの変遷等も検討し、商品政策面に資することも忘れてはならない。

(iv) 競争の認識

企業の計画における第一の着眼点は、競争をどう認識し、どう対処して行くかにあると思われる。生保業界にも競争原理の導入が叫ばれ個別化が進んでいるが、これが今後どう推移して行くかは各社の経営にとって極めて重要である。

アクチュアリーには今後の各社における競争がどういう面において、どの程度行なわれるかを洞察し、それにどの程度耐え得るかを分析する役割がある。

特に、競争における中核的要因となる諸価格（保険料・配当・解約返戻金、責任準備金）のあるべき姿、競争の程度など動向について経営者に適切な助言をしなければならない。

商品面について言えば、競争に耐え、勝ち残って行くために必要な商品を予測し、開発する任務がある。

(v) 意志決定すべき事項の具体化、および目標数値の作成

経営計画は、先ず必要な利益が与えられ、次にそのための活動量と売り上げ量が規定される

という手順にて設定される。

この必要な利益を適正に把握し得るのがアクチュアリーであり、従って計画における目標数値の作成過程には、その中心的存在として参画せねばならない。勿論、その結果としてでき上がった目標数値の位置づけをも行なわねばならない。

また、目標数値作成の過程にあっては意志決定すべき事項の洗い上げと、意志決定の程度による結果の動き具合の分析、また諸経営戦略による効果の予測という面においても果たす役割は大きい。

例えば、どれだけ売り上げるか、支給はどうするか、コストはどの程度が適正かという点から、計画と実際との差がどの程度経営に影響するかとか、得られた剰余によって契約者・従業員・社会にどう報いるかに至るまで諸意志決定にアドバイスせねばならない。

上記のように、経営計画設定時におけるアクチュアリーの果たすべき役割は極めて大であることを述べてきたが、総括的に言えることは、アクチュアリーには経営を適正な方向に導くための総合的知識と技術が要請されているということである。保険経営に対する基礎的な知識に加え広い立場に立った見識と将来を予測する洞察力が常に要求されるのである。逆の見方をすれば、これらの厳しい要請に応え得るのがアクチュアリーと言えるのである。

我々アクチュアリーは、期待されることの重大さに鑑み、その知識・技術・資質の向上にお一層の努力が必要であることを痛感させられるのである。

3-1) 「現行の企業年金保険制度（厚生年金基金保険を除く）について意見を述べよ。

{ (前提) ふれておくべき緊要な点を以下項目として列挙しておく。意見は大局的な立場からのものと特に年金制度の主要な問題点に焦点をあわせたものが必要である。 }

1 社会保障制度（特に公的年金）との関連から企業年金制度の位置づけ

- ・ 企業年金は社会保障制度の補完機能を果す
 - ・ 現在の公的年金は十分でない
- } ⇒ 企業年金の将来の発展性
- ・ 厚生年金保険法の改正（スライド制の導入）の影響等から変額年金保険開発の必要性

2 企業年金保険が対象としている年金制度の大別

（企業年金保険制度の範囲の認識 → これにより問題点を導く）

- (1) 適格退職年金
- (2) 非適格年金

- ・役員年金・非営利法人が行なう年金制度
 - ・特定退職金共済としての年金制度
 - ・市町村医師会、販売店等の団体が行なう年金制度
- (これらについては現在種々の問題に直面している)

3 適格退職年金

(1) 適格退職年金の特色

- ・保険料の全額損金算入と拠出段階で保険料を従業員の所得課税としないという税法上の優遇措置
- ・法人税法施行令第159条に定める適格要件を満たす
- ・年々増大する退職金支出の合理化、労務対策、老後の福祉の向上

(2) 税制上改善を要する事項(税制が年金制度の育成、健全な発展に及ぼす影響は極めて大きいという観点で)

- ・退職年金積立金に対する課税(特別法人税)の廃止または軽減
- ・退職年金に対する課税の軽減
- ・従業員拠出保険料に対する優遇措置を講ずること
- ・法人税法施行令第159条第7号の要留保額の改善(PSLの現在額を除くべきではない)

(3) 企業年金保険の改正

- ・適格要件をみたく契約とするため、また決算事務、管理事務の合理化、総幹事制度の運営の効率化等をはかるため適格年金を対象とする新種保険(直接参加保証方式を別途とする)を各種の観点から検討のうえ新設することが必要である。

(4) 契約の管理体制の強化、運営の適正化

生命保険会社側において、また企業側においても現在適格要件を遵守していない面が多いという問題があり、次の点について配慮する必要がある。

- ・積立金の従業員帰属(解約返戻金、給付金は正当な受取人に支払うこと)
- ・加入者の範囲等の適正化(役員等加入無資格者の混入防止、脱退加入処理の適正化、規準人員の確保)
- ・支払備金の累増防止(給付金、解約返戻金の請求洩れ防止等)
- ・支社機関に対する年金知識の普及と企業との密着によるアフターサービスの推進

(5) その他

- (改善の効果について今後期待できると見られる事項)
- ・承認申請に係る国税庁の方針変更
(制度内容の審査を各社が自主審査表により客観的に行い、各社の責任体制に実質的に委ねた)
 - ・シェア変更に関する問題
(シェア変更のルール化(自主規制)、積立金の移授管)
 - ・再計算の取扱いに関する問題
(再計算をはじめとし年金財政決算変更計算についての取扱ルールの明確化)
 - ・受給資格者証の発行
(中途脱退給付の請求洩れ防止 → 支払備金の累増防止)
 - ・総幹事制度の採用

4 非適格年金について

適格退職年金の対象とならない団体が実施する非適格年金が発展してきたが、各社の販売競争は熾烈を極め現在いくつかの問題が生じている。そこで制度の設立母体、運営形態等を考慮し、再検討すべき時期にきている。

- (1) 年金制度の長期性を考慮した制度設計の必要性(業界の自粛)
 - ・特に制度上の予定利率の適正化をはかる
 - ・予想配当率こみの給付表(保険契約として)の作成防止(基礎書類違反)
- (2) 実情にマッチした新種保険作成の必要性

5 むすび(今後の方向)

- (1) 健全な年金制度の運営をはかる体制の確立
 - ・税制面の改正
 - ・販売姿勢の再検討、教育指導の強化と管理体制の強化
 - ・長期継続する良質契約の選択と不良契約の整理
- (2) 新商品の開発(適年、非適年、変額年金)
- (3) 年金制度の育成発展を期し資産の増大のうえでの貢献度を考慮して、配当率の再検討

3-1(1) 経営上から見た情報処理のあり方についての意見

(前提)・電子計算機システムの経験または研究をしていない人も経営上の立場から「情報処理はいかにあるべきか」をアクチュアリーからの観点からの要請も加味した意見としてとらえることが必要である。

・まとめ方は種々あろうが下記の要項について、総論的なものおよび下記のどれかの各論にしばって内容本質を明確にとらえて述べるのが肝要である。

1 情報処理システムの経営に及ぼす影響について

(1) 激動、革新の70年代を迎え刻々と変化しつつある経営環境に適切に対処し、効率的経営を行なううえから広範かつ豊富な情報を適確に管理し、日常事務はもとより経営意思決定にいたるまでの基盤としてそれら情報を活用することが経営上の必須条件となってきた。

(2) コンピューターを中心とする情報処理技術の進歩が更に一層この傾向に拍車をかけ好むと好まざるとにかかわらず*経営情報システム等といわれる情報処理体制を確立することが企業間競争に打ち勝つ為の重要な要件となってきた。

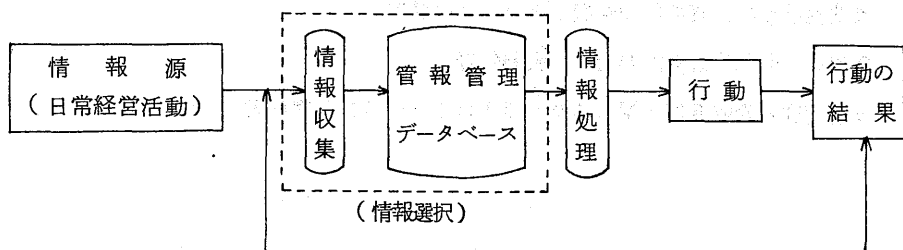
*経営情報システム ……① 社内の情報処理組織を経営目的達成の見地から総合的に再編成すること

② これにより経営管理上この組織に収集される資料のすべてをタイミングよく体系的に提供すること

③ このシステムを通じてトップの意思決定を含めて企業内の各分野の総合管理が有効に行なわれるような情報管理システムであること

2 情報システムの型態および内容

通常次のようなしくみでとらえられる。



[情報システム]

(1) 情報収集システム

情報は日常経営活動を通じて企業内部及び外部から収集されるが常に次の様なチェックを加えて適確かつ洩れなく把握されなければならない。

(ア)十分であるか (イ)信頼性があるか (ウ)タイムリーに入手できるか (エ)方法やルートは適正か (オ)新旧データの混在やミスはないか

(2) 情報管理システム

収集された情報は各種トランザクション・データを含めて多角的な用途に応じかつ効果的に経営目的に活用するため整理分類し体系的にファイルすると共にこれらファイルを一元的に管理するデータベースないしデータバンクを設置し統合的に管理されねばならない。特に下記(3)において計画、意思決定システムまでそのレベルアップを図るためにはこのデータファイルの効率的整備は必要不可欠な要件となる。

(3) 情報処理システム

情報処理システムは通常次の様な発展段階を示す

(イ) 事務処理システム

(ロ) 管理システム

(ハ) 計画、意思決定システム

処理の頻度及び態様等は各システム毎に次の様にまとめる。

| 各システム | 事務処理システム | 管理システム | 計画、意思決定システム |
|-------|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 処理の態様 | 大量作業的 事務 (クラリカル・ワーク) | 判断を要する 管理業務 (ミドルマネジメント) | 計画、戦略的 意思決定を 含む広範な 業務(経営者) |
| 処理の頻度 | 反復的 流れ作業 | 半定常的 | ランダムに 発生する |

現在業界は平均的には事務処理システムのレベルまたは一部管理システムの混在している状態であるが、業界各社の大量の事務処理を考えると、事務処理システムの完成を優先的にはからなければならない。これがひいては、次の管理システム、計画システムへのスムーズな移行につながるものである。OR・シュミレーション等の数学的技法の応用による予測、計画、意思決定システムへの発展が経営上重要視されてきているが、これは今後のEDPのソフト・ハード両面の飛躍的な進歩にまつものである。

(4) 情報システムについて

上記の情報収集、管理、処理の各サブシステム或は職能別構成のサブシステム等が有機

的に結合されトータルシステムとして構成されていることが必要である。

3 具体的効果面から情報処理のあり方について

情報システムは次の様な具体的業務効果を生ずるよう設定されなければならない。

- (1) 業務処理の効率化（正確性，処理速度の向上，人員・経費の効率化等）
- (2) 大量異種のデータファイル管理の容易化と充実整備（顧客情報ファイル，企業別ファイル等）
- (3) 顧客（契約者）サービスの強化（照会事務の即時処理，既契約，新商品等各種情報の提供）
- (4) マーケティングの強化（市場調査情報，新種商品の設計等）
- (5) 臨機緊急を要する不特定複雑な管理経営資料の迅速な作成把握
- (6) 諸計画予測，解析資料の作成（長期予測，資金計画，販売計画，経済予測等）
- (7) 経営状況の把握（各面における緊急管理資料，実績統計，効率諸表等）
- (8) 経営意思の決定の迅速・正確（各種経営資料，経営判断資料，予測資料等）
- (9) 企業イメージの向上（間接効果）
- (10) 社内情報流通の円滑化等

4 結 び

情報システムは真に生産性向上に結びつき企業発展ひいては社会の発展に貢献するようなものであらねばならない。特にアクチュアリーとしては，情報システムの高度化をはかると共に数学的技法等を応用してレベルの向上につとめ，またシステム設計やコスト管理の面等に専門的立場から関与すると共に，システム全体について広範な見識の上にならば経営意思の反映した所期の目的が効率的に達せられるよう指導する必要がある。

3-（ウ） 農協共済と民間保険との相違点を，次の6項目について述べよ。

- (1)根拠法
- (2)事業実施主体
- (3)契約者の範囲
- (4)掛金率の決定
- (5)責任保有
- (6)剰余金処分

| | | 農 協 共 済 | 民 間 保 険 |
|---|---------|--|--|
| 1 | 根 拠 法 | 農業協同組合 | 保険業法 |
| 2 | 事業実施主体 | 農業協同組合 共済農業協同組合連合会 | 株式会社, 相互会社 |
| 3 | 契約者の範囲 | 組合員 | 人 |
| 4 | 掛金率の決定 | 全国共済農業協同組合連合会が 共済掛金率算定委員会の議を経、 農林大臣の承認を得たもの | 大蔵大臣に各社が申請し承認を 得たもの。 損保は算定会申請料率あり。 |
| 5 | 責 任 保 有 | 共済規程に定める。 原則として、都道府県共済農業 協同組合は積立責任を、全国共 済農業協同組合連合会は危険責 任を保有する。 | 当該会社 再保険制度あり。 |
| 6 | 剰余金処分 | 一定部分を契約者に割りもどす。 | 一定部分を契約者に配当する。 |

4. 昭和48年度に予定されている厚生年金保険法の改正は、基金制度に極めて大きな影響を及ぼすであろうが、これについて所見を述べよ。

(1) 厚生年金保険法の改正の見とおし

(ア) 年金額の引き上げ

男子の平均標準報酬の60%を目途にして基本年金額を月額5万円位とし、現行方式と同じように「定額部分+比例部分」によって年金額を算出し、その比率は1対1とする。

○定額部分現行の460円を大巾に引き上げる。

○過去の標準報酬月額の見直しによって年金額を引き上げる。

○妻や子に対する加給年金額を引き上げる。

(イ) 既裁定年金額も改正後の規定によって再計算するほか、物価の変動が一定範囲をこえる場合には、物価または賃金の上昇率を基準にして年金額を自動的に改訂する。

(ウ) 標準報酬の下限上限の引き上げ

現行の最低10,000円から最高134,000円までの等級を20,000円から200,000円までに引き上げる。

(エ) 保険料率の引き上げ

現行の保険料率は段階的に引き上げる。

- (2) 上記のように厚生年金保険法が改正された場合、厚生年金基金に及ぼす影響について意見が述べられていること。

5. 厚生年金基金の還元融資について、福祉事業団との対比において、その特色を記し、併せて年金資産運用面からみた意義について意見を述べよ。

(1) 特色

福祉事業団の融資が、福祉施設の充実に目的としているのに対し、厚生年金基金の還元融資は、安全確実な運用を旨とし、云わば福祉事業団ベースの融資と民間ベースの融資とを融合したような性格をもっている。

- (ア) 厚生年金における還元融資は、被保険者の福祉を増進するため、厚生年金基金適用事業所等の事業主を対象に、福祉事業団を通じて年金資産の年間増加額の25%の範囲内で融資することになっている。これに対し厚生年金基金の還元融資は、基金の加入員の福祉を増進するため、設立事業所の事業主を対象に、福祉事業団の還元融資に準じて、厚生年金基金残高の25%かつ最低責任準備金を上回る部分の範囲内で融資することになっている。

(イ) 福祉事業団と厚生年金基金との還元融資の内容の比較

| 項 目 | 福 祉 事 業 団 | 厚 生 年 金 基 金 |
|---------------------|---|--|
| (1) 利 率 | 事業規模等により年5.5%、6.5%、7%の3本建 | 年7.5%以上 |
| (2) 融資の対象となる事業の範囲 | (ア) 住宅資金(賃貸住宅、分譲住宅) (イ) 療養・休養・体育・文教施設等のための資金 | (ア) 社宅・社員寮・休養・体育または文化施設等の建設事業 (イ) 分譲住宅 (ウ) 転貸ローン |
| (3) 融資をうけることができる事業主 | 厚生年金適用事業所の事業主 | 基金の設立事業所の事業主となってから1年以上経過している事業主で、確実な保証または十分な保証をできる者 |
| (4) 融資の額 | 年間保険料の3.0倍まで | 1件1,000万円以上(増改築資金は500万円以上)とし、土地・増改築所要額の80%以下) |

(ウ) 福祉事業団からの融資との関連

厚生年金の還元融資のほかに福祉事業団からも融資が受けられるが、この場合の借入限度額は福祉事業団からの借入額を合算して所要資金の80%以内となっている。

- (2) 上記のように厚生年金基金の還元融資が行なわれた場合、年金資産の運用面に及ぼす影響について意見が述べられていること。

6. 適格退職年金における総幹事制の要項を列挙し、これについて所見を述べよ。

(1) 総幹事制の要項

信託銀行団と生保会社団とが共同して一つの適格年金制度を引き受ける場合には、制度の管理運営を円滑に行なうために信託銀行団または生保会社団のうちいずれか一方から「総幹事制」を定め、他の一方から「副幹事」を定めるが総幹事が行なう内容については次のとおりである。

(1) 総幹事会社が行なう事務内容

(ア) 管理事務 (㊸掛金の受入れ ㊹加入者の管理事務 ㊺給付金の支払い ㊻年金受給者の管理 ㊼源泉徴収事務 ㊽掛金および責任準備金の計算 ㊾財政決算、再計算等の数値計算に関する報告 ㊿その他諸々の諸通知

(イ) 委託会社への連絡事務

(ウ) 受託機関間の連絡調整事務

(2) 総幹事制への移行時期

(ア) 再計算時 (イ) 制度変更時 (ウ) シェア変更時

(3) 資金資産の調整

(ア) 再計算時 (イ) シェア変更時 (ウ) 総幹事制への移行時期

の3時期には年金資産をシェアどおりに調整する。

(4) 副幹事から総幹事へ年間拠出金または年間純保険料に次の料率を乗じたものを支払う。

| | |
|------------------|------|
| 100万円以下の部分 | 3.0% |
| 100万円超300万円以下の部分 | 1.2% |
| 300万円超 | 0.6% |

- (2) 総幹事制について意見が述べられていること。